

【別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A004366
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人茨城県栽培漁業協会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人茨城県栽培漁業協会		
設立登記日(注)	平成25年4月1日		
法人の目的	栽培漁業の推進に関する事業を行い、水産資源の増大を図ることにより、水産物の安定供給と地域社会の発展に寄与することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	茨城県	鹿嶋市大字平井2287番地	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)			
社員の数(公益社団法人のみ)		人	

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	189,746,439 円		189,296,794 円
収入>費用の場合の対応	新型コロナウイルス感染症の拡大により、予定されていた全国豊かな海づくり大会が中止になり、協会からの助成金が不用となった。一方コロナ感染予防策として見学施設やトイレ等の環境整備に費用が生じた。これらを相殺して上記の黒字を計上した。剰余金については令和3年度の海づくり大会参加費の軽減等を展開して、相当額の赤字を計上予定。		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		97.5 %
①	公益実施費用額	189,296,794 円
②	収益等実施費用額	0 円
③	管理運営費用額	4,784,223 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	10,498,621 円	うち個人から	10,498,621 円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	238,393 円
-------------	-----------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	287,554,555 円	負債額	54,894,352 円
		正味財産額	232,660,203 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	189,296,794 円
遊休財産額	52,353,102 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		125,072,277 円
①	公益目的増減差額	△ 11,750,682 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	136,822,959 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	5,122,464 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。